

政府の主導により、米国東海岸の洋上風力プロジェクトが進展¹

新エネルギー・国際協力支援ユニット
新エネルギーグループ

米国の洋上風力発電プロジェクトは、長い間地元の反対運動などにより進捗が遅れていたが、ここ 1、2 年の間に事業化に向け大きく前進した。その要因として、政府が計画の推進で主導権を握ったことが挙げられる。政府があらかじめ海上に計画区域を指定し、環境アセスメントを実施した上で、開発会社と長期の海域使用権リース契約を結ぶという手法をとったことが、計画の進展を促した。

米内務省 (DOI) は 2012 年 12 月、連邦政府が所有する大西洋の海域を洋上風力発電開発区域 (The Wind Energy Area) として開放した。各指定区域では、政府は前審査に合格した開発会社 1 社のみを選定し、海域使用権のリース契約を結ぶ。

DOI は現在までに 5 件のリース契約を開発会社と結んでいる。そのうち 2 件は競争入札を経ない契約で、米国の洋上風力プロジェクト第 1 号としてマサチューセッツ州 Cape Cod 沖で進められている Cape Wind Energy Project (468MW) と、デラウェア沖のプロジェクトである。他の 3 件は競争入札による契約で、内訳はマサチューセッツ・ロードアイランド沖で 2 件、バージニア沖で 1 件となっている²。

その後、DOI は今年 6 月半ば、マサチューセッツ沖の別の海域についても競争入札を実施し、4 区画 (計 3,006 平方キロ) のリース契約を結ぶと発表した。この海域では 500MW 規模のプロジェクトを 10 件開発することができる。さらに DOI は 8 月半ば、ノースカロライナ沖の 3 区画 (計 1,245 平方キロ)³を計画区域に指定した。

米国の洋上風力発電事業は、反対派からの度重なる訴訟を経てきた。特に、前述の Cape Wind は、計画の早い段階から激しい反対運動に直面した。同事業をめぐる訴訟では、景観の破壊、船舶航行の安全性、漁業への影響、ウミガメ・クジラ・鳥類への影響、歴史遺産の保全、先住民の文化遺産など、多くの事柄が争点となった。2011 年 4 月に連邦政府から建設・運用計画を承認されたが、このときも法律への抵触を理由に反対グループから訴訟が起こされた。しかし、裁判所は今年 3 月、何回目かの申し立てを却下している。

¹ 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外省エネ等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

² DOI の海洋エネルギー管理局 (BOEM) は 2013 年 8 月に初めての競争入札を実施。米 Deepwater Wind 社がロードアイランド・マサチューセッツ沖の 2 区画を落札し、リース契約を獲得した。同社はこれらの海域に計 200 基の風力タービンを設置する計画で、発電容量は 1,000MW に上る。2017 年に着工、2018 年に稼働を開始する予定である。

³ 指定された 3 区画は Kitty Hawk、Wilmington West、および Wilmington East

Cape Wind のケースでは、政府は 2011 年の計画承認に先立ち、最終環境影響評価 (Final Environment Impact Statement) を公表するとともに、環境アセスメントを独自に行うなど、環境への配慮に力を入れた。こうした努力が最終的な勝訴につながったとされる。

最近のリース契約においても、DOI の海洋エネルギー管理局 (BOEM) が入札前にリースの承認とサイトの評価活動に伴う潜在的な環境影響のアセスメントを行っている。開発会社は落札後に個別の案件について総合的な環境アセスメントを実施しなければならないが、政府が前段階の「お墨付き」を与えることで、その後の訴訟の可能性は最小限に抑えられる。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp